

令和 年 月 日

「かりゆしぬ村グループホーム くつろぎ」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 第 4770900258号)

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方「要支援2」でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 第三者による評価の実施状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
7. 緊急時における対応方法について	7
8. 非常災害対策について	8

1、施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 松籟会
- (2) 法人所在地 沖縄県名護市宇字茂佐 1873 番地の 1
- (3) 電話番号 0980-53-1934
- (4) 代表者氏名 理事長 仲兼久文政
- (5) 設立年月 昭和56年3月31日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定認知症対応型共同生活介護事業所・平成15年4月30日指定
沖縄県 4770900258号
- (2) 施設の目的 地域の中にある認知症グループホームで生活する認知症高齢者に対し、日常生活における援助などを行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、安定した生活を支援する。
- (3) 施設の名称 かりゆしぬ村グループホーム くつろぎ
- (4) 施設の所在地 沖縄県名護市字宇茂佐1705-8
- (5) 電話番号 0980-51-0070
- (6) 施設長 氏名 仲兼久文政
- (7) 当施設の運営方針 (別紙)
- (8) 開設年月 平成15年4月30日
- (9) 入所定員 9人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。入居される居室は、原則として1人部屋です。(※各施設における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	9室	各室 バス・トイレ設置
合計	9室	
リビング	1ヶ所	
食堂	1室	
便所	2ヶ所	
浴室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	8名	8名
3. 計画作成担当者	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
 (例) 週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、5 名（8 時間×5 日÷40 時間＝1 名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 3 名 夜間： 1 名

5. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	① あり	実施日	令和元年 9 月 19 日
		評価機関名称	NPO 法人 介護と福祉の調査機 関おきなわ
		結果の開示	① あり 2 なし
2 なし			

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

入浴又は清拭を週2回以上行います。(希望により毎日)

② 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ その他自立への支援

契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則として
います。

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・シーツの交換は週1回、寝具の消毒は、月1回実施します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

*所得によって利用者負担が1割・2割負担があります。

平成30年8月から3割負担も導入されました。介護保険負担割合証をご確認ください。

☆下記利用料金は、制度改正により金額の変更が生じる場合があります。

(1ヶ月：30日とした場合)

要介護度	単位/日 (1単位=10.00円)	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)
要支援2	761円	22,830円	45,660円
要介護1	765円	22,950円	45,900円
要介護2	801円	24,030円	48,060円
要介護3	824円	24,720円	49,440円
要介護4	841円	25,230円	50,460円
要介護5	859円	25,770円	51,540円

☆平成27年4月より、介護保険改正に伴う料金の改定及び各種加算が設けられました。

加算の取得基準を満たしているため下記の料金がプラスされます。*尚、利用者状況・職員体制により異なります。

- ① 初期加算：入居後30日間は(1日当たり30円)
- ② 認知症対応サービス提供体制加算Ⅱ：(1日当たり18円)
- ③ 認知症専門ケア加算Ⅰ：(1日当たり3円)認知症自立度がⅢ以上の方が該当します。
- ④ 医療連携体制加算：(1日当たり37円)要介護1~5の方 *訪問看護師による健康管理

*介護職員処遇加算Ⅰ(1か月の介護サービス費×加算率11.5%)が別途加算されま

す。

◎介護職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

*介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1か月の介護サービス費×加算率2.3%）が別途加算されます。

◎2019年10月からの消費税率引き上げに伴い処遇改善の為に特定処遇交付金
(令和2年4月より算定)

*ベースアップ等支援加算（1か月の介護サービス費×加算率2.3%）が別途加算されま
す。

◎介護職員の収入を3%程度引き上げ・人材確保の目的の為に創設された加算です。
(令和4年10月より算定)

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費

医師の往診等療養上の世話

利用料金：実費

レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）*

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、毎月27日に金融機関口座から自動引き落とし致します。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関延

医療機関の名称	かじまやリゾートクリニック
所在地	沖縄県名護市宮里 518-2
診療科	内科・婦人科・小児科

医療機関	北部地区医師会病院
所在地	沖縄県名護市宇茂佐 1712-3
診療科	外科・内科・循環器科・整形外科・その他

医療機関	沖縄県立北部病院
所在地	沖縄県名護市大中 2-17-3
診療科	外科・内科・脳神経外科・その他

医療機関	とよはら歯科
所在地	沖縄県名護市豊原 169-1

医療機関	メンタルクリニックやんばる
所在地	沖縄県名護市宇茂佐の森 1-2-9
診療科	精神科・心療内科

苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）電話 0980-51-0070 *苦情受付ボックスを玄関に設置

[職名] 管理者 石川 瑛梨菜

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 9：00 ～ 午後 5：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

名護市役所 福祉課介護保険担当	所在地 名護市港 1 丁目 1 番 1 号 電話番号 0980-53-1212 FAX 0980-54-3813 受付時間 午前 9：00～午後 5：00
国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西 3-14-8 電話番号 098-860-9022 FAX 098-867-6794 受付時間 午前 9：00～午後 5：00
沖縄県社会福祉協議会	所在地 那覇市旭町 3 5 番地 沖縄社会福祉センター 電話番号 098-860-2866 FAX 098-867-1584 受付時間 午前 9：00～午後 5：00

7. 緊急時における対応方法について

（緊急時等の対応）

指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合はその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関及び協力歯科医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

協力医療機関

北部地区医師会病院

沖縄県立北部病院

かじまリゾートクリニック

メンタルクリニックやんばる

とよはら歯科医院

サービスの提供の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を図る。

（事故発生時の対応）

利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 非常災害対策について

（非常災害対策）

非常災害に備えて避難、救出その他の必要な訓練を年 2 回以上実施する。

かりゆしぬ村グループホーム くつろぎ入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日
かりゆしぬ村グループホーム くつろぎ
説明者 職名 管理者 氏名 石川 瑛梨菜 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、かりゆしぬ村グループホームくつろぎ入所者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成 年 月 日）第178条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 305.30㎡
- (3) 施設の周辺環境*
(騒音、日当たり等) 国道に近い高台にあり見晴らし、騒音等の条件良。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

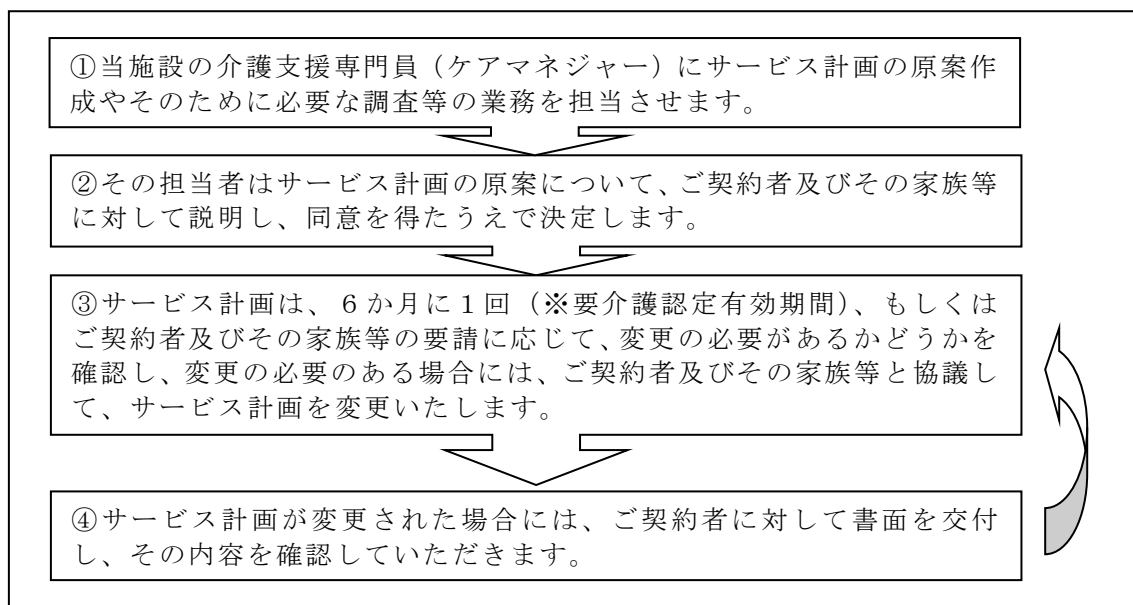
介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

9名の利用者に対して8名の介護職員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「認知症対応型共同生活介護サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「認知症対応型共同生活介護サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供いたします。

5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約

者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。（契約書第15条参照）

- ② 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援 1 と認定された場合
- ③ 施設への入居契約が終了した場合
- ④ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1） ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から入所契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

（2） 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が、1か月以上入院された場合
- ⑤ご契約者が介護保険施設及び病院等に入所された場合。
- ⑥ご契約者が、以下のような状況となり適切なサービスが困難と判断した場合は、他の介護保険施設への申し込みを含めた協議をするものとします。
＜退所について協議をする場合のある入居者の心身の状況＞
 - ・歩行・排泄・食事・入浴等の日常生活に全介助が必要となった場合
 - ・日常的な医療的処置や、医師等による日常的な疾患の管理が必要となった場合
 - ・集団での生活に著しく影響する精神症状・行動異常が頻繁にみられる場合
 - ・認知症の原因となる疾患が急性の状態になった場合
- ⑦ご契約者が伝染病疾患により他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合
- ⑧ご契約者が死亡した場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第15条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和6年4月1日変更